

議案第20号	三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	兵庫県企業庁が県水受水費単価の引下げを行うことに伴い、本市の水道料金について引下げが可能になったことから、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 兵庫県企業庁が1立方メートル当たりの平均供給単価を引き下げることに伴い、本市の水道基本料金を平均10%強引き下げるときに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 地方公営企業法第21条（料金）

【改正内容】 基本料金の改正（第26条関係）

【現行】

用途	区分 メーター口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)				
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用 (公衆浴場用及び臨時用以外のものをいう。)	20ミリメートル以下	使用水量10立方メートル以下 1,400円	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 150円	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 180円	30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 240円	50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 290円	100立方メートルを超える分 350円
	25ミリメートル	2,000円	20立方メートルまでの分 150円				
	30ミリメートル	5,200円					
	40ミリメートル	6,800円					
	50ミリメートル	15,000円					
	75ミリメートル	31,000円					
	100ミリメートル	53,000円					
	150ミリメートル	145,000円					
公衆浴場用	—	300立方メートル以下 15,000円	300立方メートルを超える分 70円				
臨時用	—	6,800円	700円				

【改正案】

用途	区分 メーター口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)				
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般用 (公衆浴場用及び臨時用以外のものをいう。)	20ミリメートル以下	使用水量10立方メートル以下 1,250円	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 150円	20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 180円	30立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 240円	50立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 290円	100立方メートルを超える分 350円
	25ミリメートル	1,790円	20立方メートルまでの分 150円				
	30ミリメートル	4,670円					
	40ミリメートル	5,930円					
	50ミリメートル	13,480円					
	75ミリメートル	27,860円					
	100ミリメートル	47,830円					
	150ミリメートル	130,320円					
公衆浴場用	—	300立方メートル以下 13,480円	300立方メートルを超える分 70円				
臨時用	—	6,800円	700円				

【施行期日】 平成23年8月1日

【経過措置】 付則第2項～第4項

- この条例による改正後の三田市水道事業給水条例第26条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る基本料金について適用し、施行日前の使用に係る基本料金については、なお従前の例による。
- 前項の場合において、使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該基本料金は、日割りで算定する。
- 前項の規定により算定した料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決